

おやかてい
ひとり親家庭のための
おうえんはんどぶっく
応援ハンドブック



こそだ おうえん ぶっく
なわて子育て応援ブック



おやかてい
ひとり親家庭のための
おうえんはんどぶっく
応援ハンドブック

さいしんばん
最新版は
こちらから



しじょうなわてし
四條畷市
こそだ おうえん さいと
子育て応援サイト



こそだ せたい りよう せいど そうだんまどぐち
子育て世帯が利用できる制度や相談窓口がわかる



おやこ りよう てんぼりすと あんど まっぶ
親子で利用しやすい店舗リスト & マップ



みせ しせつ わりびき とくてん う
お店や施設で割引などの特典が受けられる



もくじ

相談窓口 相談窓口

P.1~5

- 総合相談 1
- 養育費・面会交流の相談 2
- 法律相談・裁判所の手続きの相談 2
- 子育ての相談 3
- 健康相談 4
- 生活で困ったときの相談 4
- 市税や保険料の相談 5
- 外国語での相談 5

手当・年金

P.6

医療費助成

P.7

就労支援

P.8~9

- 仕事を探す・職業訓練を受ける 8
- 資格取得のための支援 9

離婚届を出す前に

P.10

養育費・面会交流支援

P.11

子育て支援

P.12~13

教育への援助・奨学金・貸付

P.14~15

住まい

P.16

その他の制度・支援

P.17

制度の豆知識

P.18

そうだんまどぐち
相談窓口

しじょうなわてしやくしよ
四條畷市役所

☎072-877-2121 / 0743-71-0330 (田原地区)
ふあくす 072-879-2596 (障がい福祉課内)
かいちようにちじ へいじつ
開庁日時 平日 8:45-17:15

ぼし ふしじりつしえんいん
母子・父子自立支援員

しやくしよ こ しえんか
市役所 子ども支援課

ひとり親家庭のみなさんの自立を支援するための情報を提供しています。
また、福祉資金の貸付けや就労の相談、個々のニーズに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムの策定、離婚前相談なども受け付けています。



よやくせい
予約制

そうだんび げつ きんようび しゆくじつ ねんまつねんし のぞ
相談日 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～11:30、13:00～16:30

おおさかふりつぼし ふしふくしせんたー
大阪府立母子・父子福祉センター

☎06-6748-0263 FAX 06-6748-0264

府内に住んでいるひとり親家庭、寡婦のみなさんのいろいろな生活相談を
電話や面接で受付けています。



よやくせい
予約制

じっしないう ひとり親家庭相談・就業相談・離婚前相談など

どにち やかんでん わ そうだん
土日夜間電話相談

や おりんぼかん
八尾隣保館 ☎072-923-4152

ひとり親家庭の人の子どもの養育に関する相談や健康管理の相談、その他、いろいろな生活の
相談を電話で受付けています。

そうだんうけつけじかん どにちようび しゆくじつ
相談受付時間 土・日曜日・祝日 10:00～17:00
へいじつ やかん きゆうじつ やかん
平日夜間・休日夜間 18:00～23:00 (12月29日から1月3日までを除く。)

じんけん そうだん
人権なんでも相談

しじょうなわてしじんけんきょうかい しやくしよ じんけん しみんそうだんかない
四條畷市人権協会(市役所 人権・市民相談課内) ☎072-803-7355

人権に関わる相談を基本として、幅広く相談を聞いて一緒に解決の方法を探します。
子育てや人間関係の悩みなど、気軽にご相談ください。進路選択支援相談もしています。

そうだんび しやくしよ げつ きんようび しゆくじつ ねんまつねんし のぞ
相談日 市役所：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）10:00～16:00
※グリーンホール田原（田原支所）でも相談可

やかんでん わ そうだん げつようび しゆくじつ ねんまつねんし のぞ
夜間電話相談 月曜日（祝日・年末年始を除く）17:00～21:00

じよせいそうだん
女性相談

しやくしよ じんけん しみんそうだんか
市役所 人権・市民相談課

女性に関するあらゆる相談を、専門の女性カウンセラーが受付けます。
セクハラ、DV、近所づきあいなどで悩んでいる人は、気軽にご相談ください。

よやくせい
予約制

そうだんび だい もくようび しゆくじつ ねんまつねんし のぞ
相談日 第2・4木曜日（祝日・年末年始を除く）14:00～16:20

だんせい でんわ そうだん
男性のための電話相談

どーんざいだん おおさかふだんじよきょうどうさんかくすいしんざいだん
ドーン財団(大阪府男女共同参画推進財団) ☎06-6910-6596

家族・パートナー、職場の人間関係、生き方、からだやこころの不調など、困ったときは気軽に
ご相談ください。専門の男性相談員が電話を受けます。匿名で相談ができます。

ほっとらいん
よりそいホットライン

☎0120-279-338 FAX 0120-773-776

誰でも利用できる悩み相談窓口です。
電話相談のほか、FAX、チャット、SNSなどでの
相談にも対応しています。



むりよう
無料
じかんだいおう
24時間対応

がいこくごたいおうか
外国語対応可

○ 養育費・面会交流の相談

養育費は、子どもの成長を支える大切なものです。できるだけ離婚前に支払い期間、支払い額、支払い方法を話し合しましょう。市では、養育費を確保するために債務名義（公証役場で作成した公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書など）を取得したり、保証会社と養育費保証契約を締結したりする費用の一部を補助しています。補助制度については、11ページをご覧ください。

養育費等相談支援センター

0120-965-419 (携帯不可)

03-3980-4108 (センターからかけ直し可能)

養育費と面会交流についての相談に応じています。

相談日 平日（水曜日を除く） 10:00～20:00
水曜日（祝日を除く） 12:00～22:00
土曜日・祝日 10:00～18:00

メール相談 info@youikuhi.or.jp



大阪府立母子・父子福祉センター

06-6748-0263 FAX 06-6748-0264

養育費や面会交流についての相談に応じています。

相談日 月～土曜日 10:00～15:00 ※来館の場合は要予約



○ 法律相談・裁判所の手続きの相談

無料法律相談

市役所 人権・市民相談課

借地、借家、不動産、金銭貸借、離婚、損害賠償、慰謝料、戸籍、家庭、相続、扶養料、刑事など、法律に関する相談に大阪弁護士会から派遣された弁護士が応じます。

相談日 毎週火曜日（祝日・年末年始を除く） 13:00～17:10

※予約受付は相談日の6日前の午前9時から

予約制

定員8人

大阪府立母子・父子福祉センター

06-6748-0263 FAX 06-6748-0264

弁護士による専門的な相談に応じます。相談料無料、保育あり、電話相談もできます。

相談日 第2土曜日と奇数月の第4木曜日 13:00～15:00

※来館相談：30分 電話相談：15分

予約制

法テラス大阪（日本司法支援センター）

0570-078329

面談や電話で、問い合わせの内容についての法制度や手続き、関係機関の相談窓口を案内します。

また、弁護士、司法書士による法律相談が必要な人が、経済的に困りの場合には、法テラスの民事法律扶助により無料法律相談を案内します。



家事手続案内

大阪家庭裁判所 06-6943-5745

家庭内や親族間における問題を解決する為に家庭裁判所で利用できる手続きには何があるか、その手続きを申立てるにはどうすればよいかなどについての説明を面談形式で案内します。



面談のみ

こそだ そうだん
○ 子育ての相談

こそだ そうだん じどう かていそうだん
子育て相談 (児童家庭相談)

こそだ そうごう しえん せん たー
子育て総合支援センター

そうだんせんようでんわ
相談専用電話 ☎ 072-877-1510

☎ 072-877-5455 FAX 072-877-7371

0歳から18歳未満の子どもについての相談を受けています。しつけのことなど、子育ての心配や困っていることがあるときは相談をしてください。

相談日 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:45～17:15

こ ぎやくたいそうだん
子ども虐待相談

0歳から18歳未満の子どもへの虐待に関する連絡を受付けています。

気になる子どもを見かけたときは電話をしてください。

また、子育てや生活について、保護者からの相談も受付けています。

じどうそうだんしよぎやくたいおうだ い やる
児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189 (いちはやく・24時間365日・通話料無料)

こそだ そうごう しえん せん たー そうだんせんようでんわ
子育て総合支援センター 相談専用電話 ☎ 072-877-1510

じどうそうだんしよそうだんせんようだ い やる
児童相談所相談専用ダイヤル ☎ 0120-189-783 (いちはやく おなやみを・通話料無料)

こ はったつそうだん
子どもの発達相談

じどうはったつ しえん せん たー
児童発達支援センター

☎ 072-877-7373 FAX 072-877-7371

18歳までの子どもの発達について、気になることや心配ごとなどの相談ができる窓口です。

相談内容に応じて、専門スタッフが連携し、子どもの成長を支援していきます。

相談日 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:45～17:15

きょういくそうだん
教育相談

きょういく しえん せん たー ふりーるーむ
教育支援センター(フリールームなわて) ☎ 072-878-7710

学校や家庭での子どもの教育についての悩みや不安、不登校、いじめ問題などの相談を受付けています。

相談日 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:30～16:30

ひきこもり相談

しやくしょ ふくしせいさくか せいしやうねんいくせい
市役所 福祉政策課 / 青少年育成課

ご本人やご家族に寄り添いながら、状況に応じた支援を案内します。福祉政策課での相談はどなたでもできます。青少年育成課では概ね39歳までの人を対象としています。

よやくせい
予約制

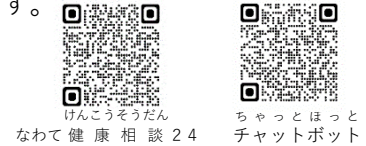
相談日 青少年育成課：毎週水曜日 (祝日・年末年始を除く。)

けんこうそうだん
健康相談

けんこうそうだん
なわて健康相談 24

0800-500-8260 FAX 0800-500-8261

いりょう けんこう のほか、しゅっさん こそだ かいご、こころのなやみなどについて、つうわりょう そうだんりょう むりょう
医療、健康のほか、出産や子育て、介護、こころの悩みなどについて、通話料・相談料無料でい
つでも相談できます。いし かんごし せんもんしやくいん じょうちゆう
つでも相談できます。医師・看護師などの専門職員が常駐しています。
きゅうじつ いりょう きかんけんさく やけどのしよきたいおう ないよう
休日の医療機関検索や、やけどの初期対応など、内容によっては
すまほ ちゃつとぼつと そうだん
スマホ（チャットボット）でも相談できます。
くわ ほんべーじ をらん
詳しくはホームページをご覧ください。



しじょうなわてしりつ ほけんせんたー
四條畷市立保健センター

072-877-1231 FAX 072-877-6963

にんしんとどけ うけつけ ぼしけんこうてちよう こうふ にゆうようじ けんしん きょうしつ よぼうせつしゅ しょくいく かくしゅけんしん
妊娠届の受付、母子健康手帳の交付、乳幼児の健診・教室、予防接種、食育、各種健診、
けんこうそうだん けんこうきょういく かん そうだん おう
健康相談、健康教育に関する相談に応じます。

しじょうなわて ほけんしよ
四條畷保健所

072-878-1021 FAX 072-876-4484

こころのけんこうそうだん (とうごうしちようしやう びやう いぞんしやう せいしんてき びやうき していなんびやう
こころの健康相談 (統合失調症、うつ病、依存症などの精神的な病気、ひきこもり)、指定難病・
しょうにまんせいとくていしっぺいりやう ひじよせい いりょう きかんとう かんせんしやうとう そうだん おう
小児慢性特定疾病医療費助成、医療機関等や感染症等の相談に応じます。

けんこうそうだんとういつだいやる
こころの健康相談統一ダイヤル

0570-064-556

そうだん じかん げつ きんようび しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
相談時間 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:30～17:00、18:30～22:30

しょうに きゆうきゆうでん わ そうだん
小児救急電話相談

#8000 (NTTプッシュ回線・携帯電話)
06-6765-3650 (ダイヤル回線・IP電話)

やかん こ きゆうびやう びやういん い まよ しょうだん おう
夜間の子どもの急病で病院に行くべきか迷ったときの相談に応じています。
しがいきよばん ばんごう ばあい しょう
市外局番が0743の番号からかける場合、06-6765-3650をご利用ください。
そうだん じかん よくあさ にち
相談時間 19:00～翌朝8:00 (365日)

せいかつ こま そうだん
生活で困ったときの相談

せいかつ さぼーと そうだん
なわて生活サポート相談 (生活困窮者自立相談支援窓口)

しやくしよ ふくしせいさく かない
市役所 福祉政策課内

せいかつ しごと こま そうだん しえんいん かいけつ む かが さぼーと
生活や仕事などの困りごとを、相談支援員が解決に向けて、ともに考え、サポートします。
しゅうにゆう ふあんてい せいかつ くる やちん こうねつすいひ たいのう ひび かけい
「収入が不安定で生活が苦しい」「家賃や光熱水費を滞納している」など、日々の家計のやりく
りにお困りの人、相談員が家計立て直しのお手伝いをします。

そうだん び しやくしよ げつ きんようび しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
相談日 市役所：月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:30～16:30

たわらししよ じぜんややく しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
田原支所：事前予約のみ (祝日・年末年始を除く) 9:30～16:30

なわて生活サポート相談の申し込み後、以下の支援の利用が可能です。(祝日・年末年始を除く)

しゅうろうじゆんび しえんじぎやう しゅうろう む さぼーと しやくしよ げつ きんようび
就労準備支援事業 就労に向けてサポートします！ 市役所：月～金曜日

かけいかいぜん しえんじぎやう かけい た なお てつだ しやくしよ げつ すい きんようび
家計改善支援事業 家計の立て直しをお手伝いします！ 市役所：月・水・金曜日

しょうひ せいかつそうだん
消費生活相談

しやくしよ しょうひせいかつせんたー
市役所 消費生活センター

しょうひん さーびす けいやく かん とらぶる と あ たじゅうさいむ そうだん しょうひせいかつぜんばん
商品やサービス、契約などに関するトラブルや問い合わせ、多重債務の相談など、消費生活全般
かん そうだん もんだいかいけつ せんもん そうだんいん てきせつ あどばいす じょうほうていきやう
に関する相談の問題解決のために専門の相談員が適切なアドバイスや情報提供をしています。

そうだん び げつ か すい きんようび もくようび 10:00～12:00 しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
相談日 月・火・水・金曜日 10:00～16:00 木曜日 10:00～12:00 (祝日・年末年始を除く)

し ぜい ほ けんりょう そうだん
○ 市税や保険料の相談

じゅうみんぜい こていしさんぜい そうだん
住民税・固定資産税などの相談

しやくしよ ぜいむか
市役所 税務課

ぜいがく けいさんほうほう こうじよ と あ わ せ おう
税額の計算方法や控除についてのお問い合わせに
お応じています。
ひとり おやこうじよ ふようこうじよ しんこく ぜいがく けつてい
ひとり親控除、扶養控除などの申告が、税額の決定だけでなく、
てあて ふくしき サービス などを受け
る際の審査基準にも使用されることがあります。

こくみんけんこうほけんりょう こくみんねんきんほけんりょう そうだん
国民健康保険料・国民年金保険料の相談

しやくしよ ほけんねんきんか
市役所 保険年金課

こくみんけんこうほけんりょう こくみんねんきんほけんりょう のうふ むづか ぼあい げんめんせいど りょう
国民健康保険料や国民年金保険料の納付が難しい場合、
減免制度を利用できることがあります。
げんめんせいど たいしやう しんせいほうほう そうだん おう
減免制度の対象や申請方法についての相談に
お応じています。

し ぜい こくみんけんこうほけんりょう ほいくりょう のうふ そうだん
市税・国民健康保険料・保育料の納付相談

しやくしよ ちやうしゅうたいさくか
市役所 徴収対策課

し ぜい こくみんけんこうほけんりょう ほいくりょう のうふ むづか のうふ そうだん おう
市税や国民健康保険料、保育料の納付が難しいなど納付について
の相談に
お応じています。

がいこくご そうだん
○ 外国語での相談

おおさか がいこくじんじょうほう こーなー がいこくじんわんす とつぷ そうだんまどぐち
大阪府外国人情報コーナー (外国人ワンストップ相談窓口)

にほんご ふく げんご せいかつかんれんじょうほう ふく はばひろ じょうほうていきやう そうだん おう
日本語を含む11言語で、生活関連情報を含めた幅広い情報提供や相談に
お応じています。
そうだんほうほう そうだんにちじ くわ いんたーねっと おふいっくす けんさく
相談方法や相談日時など、詳しくは、インターネットで「OFIX」と検索して、
おふいっくす おおさか ぐくさいこうりゅうざいだん ほーむぺーじ らん
OFIX (大阪府国際交流財団) のホームページをご覧ください。



じどうふようてあて じゆきゆうしかく ひと ぜい しんこく
児童扶養手当の受給資格がある人へ ～税の申告について～

じどうふようてあて まいとし しんさき どうきよ さいいじやう ふようぎむしや しよとく かくにん
児童扶養手当の毎年の審査にはあなたと同居する18歳以上の扶養義務者の所得を確認します。
しゅうにゆう ばあい かなら しんこく
収入がない場合も必ず申告をしてください。

1. 税扶養について

まいとし がつ にちじてん ふよう せいけい いつ しんぞく ぜいふまう ふようこうじよ と
毎年12月31日時点であなたが扶養し、生計を一にしている親族を税扶養(扶養控除)に取るよう
にしてください。(ただし、同じ親族を複数の人で重複して扶養に取
ることはできません。) **税扶養の人数によって、児童扶養手当の所得制限限度額が変わります。**さらに、ひとり親控除または
かふこうじよ ぺーじさんしやう たいしやう ひと こうじよ しんこく
寡婦控除(17ページ参照)の対象になる人は、その控除の申告もしてください。

2. 申告の方法

- ・勤務先で年末調整をしている場合・・・会社で手続きをしてください。
- ・勤務先で税扶養の申告をしていない、収入がない場合など・・・市町村の税務担当課(原則、毎年1月1日時点で住民票登録されている市町村)で市町村・都道府県民税の申告をしてください。所得税が変わる場合は、門真税務署で所得税の確定申告が必要です。

てあて ねんきん
手当・年金

しじょうなわてしやくしよ
四條畷市役所

☎072-877-2121 / 0743-71-0330 (田原地区)

ふあくす 072-879-2596 (障がい福祉課内)

かいちょうにあじ へいじつ
開庁日時 平日 8:45-17:15

じどうふようてあて
児童扶養手当

しやくしよ こ しえんか
市役所 子ども支援課

児童扶養手当は18歳になってから最初の3月31日までの児童(一定の障がいがある児童は20歳未満)がいるひとり親の家庭や、配偶者が一定の障がいの状態にある家庭などで、父母または父母にかわって児童を養育している人に支給されます。手当は、所得額により全部支給、一部支給、支給停止となります。

じどうてあて とくれいきゆうふ
児童手当・特例給付

しやくしよ こ しえんか
市役所 子ども支援課

中学3年生までの子どもを養育している保護者に支給します。保護者の所得や子どもの年齢によって支給する金額が変わり、支給がない場合もあります。

とくべつじどうふようてあて
特別児童扶養手当

しやくしよ しやう ふくしか
市役所 障がい福祉課

20歳未満で、身体または精神に政令で規定する障がいの状態にある児童を監護している父母または養育者に支給される手当です。
※手帳がない人でも申請できます。

しやう じふくしてあて
障がい児福祉手当

しやくしよ しやう ふくしか
市役所 障がい福祉課

20歳未満で政令に規定する重度の障がいの状態にあり、常時介護を要する在宅の人に支給される手当です。
※手帳がない人でも申請できます。

じゆうどしやう しやざいたくせいかつおうえんせいど
重度障がい者在宅生活応援制度

しやくしよ しやう ふくしか
市役所 障がい福祉課

身体障がい者手帳1~2級と療育手帳Aの両方を持つ人の介護者に支給される手当です。

いぞくき そねんきん いぞくこうせい きょうさい ねんきん
遺族基礎年金・遺族厚生(共済)年金

ひらかたねんきんじむしよ
枚方年金事務所 ☎072-846-5011
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

国民年金に加入している人、または加入したことがある人が死亡した場合、遺族となった「子のある配偶者」または「子」に対して遺族基礎年金が支給されます。また、厚生年金(共済年金)の被保険者または被保険者であった人が死亡した場合、遺族基礎年金とあわせて遺族厚生年金(共済年金)が支給されます。

また、国民年金の第1号被保険者または第1号被保険者であった人が、老齢基礎年金や障害基礎年金の支給を受けずに死亡し、遺族基礎年金が支給されない場合は、死亡一時金が支給されます。なお、夫が死亡した場合は、寡婦年金または死亡一時金が支給されます。ただし、支給を受けるには一定の要件を満たしていることが必要です。

しやうがいき そねんきん しやうがいこうせいねんきん
障害基礎年金・障害厚生年金

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

ひらかたねんきんじむしよ
枚方年金事務所 ☎072-846-5011/ 市役所 保険年金課

病気やけがによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができる年金です。障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師または歯科医師の診療を受けた日に国民年金または厚生年金に加入していた場合に請求できます。

いりょうひじょせい 医療費助成

しじょうなわてしやくしよ
四條畷市役所

☎072-877-2121 / 0743-71-0330 (たわらちく 田原地区)

ふあくす 072-879-2596 (しょう ふくし かない 障がい福祉課内)

かいちやうにちじ へいじつ
開庁日時 平日 8:45-17:15

おやかてい いりょうひじょせい ひとり親家庭医療費助成

しやくしよ こ しえんか
市役所 子ども支援課

けんこうほけん かにゆう おやかてい はは ちち よういくしゃ さいとうたつごさいしよ がつ
健康保険に加入しているひとり親家庭の母または父あるいは養育者と、18歳到達後最初の3月31
にち じどう たいしやう にゆういん つういん ちやうざい びやういん しよほう くすり
日までの児童を対象に、入院、通院、調剤(病院で処方されるお薬)における医療費の自己負
たんぶん けんこうほけんてきやうぶん じよせい いちぶじこふたんきん
担分(健康保険適用分のみ)を助成します。(一部自己負担金があります。)

しよとくせいげん
※所得制限あり

こ いりょうひじょせい 子ども医療費助成

しやくしよ こ しえんか
市役所 子ども支援課

さいから さいとうたつごさいしよ がつ にち じどう たいしやう にゆういん つういん ちやうざい びやういん しよほう
0歳から18歳到達後最初の3月31日までの児童を対象に、入院、通院、調剤(病院で処方され
くすり いりょうひ じこふたんぶん けんこうほけんてきやうぶん じよせい いちぶじこふたんきん
るお薬)における医療費の自己負担分(健康保険適用分のみ)を助成します。(一部自己負担金
しよとくせいげん
があります。)所得制限はありません。ひとり親家庭医療費助成の対象者は除きます。

じゅうどしやう しゃいりやうひじょせい しょう しゃ いりょうひじょせい 重度障がい者医療費助成 / 障がい者などへの医療費助成

しやくしよ しょう ふくし か
市役所 障がい福祉課

じゅうど しょう ひと たいしやう にゆういん つういん ちやうざい びやういん しよほう くすり いりやう
重度の障がいがある人を対象に、入院、通院、調剤(病院で処方されるお薬)における医療
ひ じこふたんぶん けんこうほけんてきやうぶん じよせい いちぶじこふたんきん
費の自己負担分(健康保険適用分のみ)を助成します。(一部自己負担金があります。)

ひとり親家庭医療費助成、子ども医療費助成の対象者は除きます。

しよとくせいげん
※所得制限あり

た こうせいりやう いくせいりやう せいしんつういんりやう いりやうひじょせいせいど
その他、更生医療、育成医療、精神通院医療などの医療費助成制度があります。

みじゆくじやういくいりやうきやうふせいど 未熟児養育医療給付制度

しやくしよ こ しえんか
市役所 子ども支援課

しんたい ばついく みじゆく う にゆういん ひつやう にゆうじ たい ぼしほけんほう ちと
身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、母子保健法に基づき、その
ちりやう ひつやう いりやうひ し ふたん せいど よういくいりやうきやうふ う ぜんこく
治療に必要な医療費を市が負担する制度です。養育医療給付を受けることができるのは、全国の
していりやういくいりやうきかん ちりやう かぎ せたい しちやうそんみんぜいがく おう じこふたんがく
指定養育医療機関での治療に限られます。世帯の市町村民税額に応じて自己負担額があります。

しょうにまんせいとくていしつべいりやうひじょせい なんびやう いりやうひじょせい 小児慢性特定疾病医療費助成 / 難病にかかる医療費助成

しじょうなわてほけんしよ ふあくす
四條畷保健所 ☎072-878-1021 FAX 072-876-4484

してい しつべい なんびやう いりやうひ たい じよせいせいど
指定された疾病や難病の医療費に対する助成制度です。

たいしやう しつべい じやうけん くわ しじょうなわてほけんしよ と あ
対象となる疾病や条件など詳しくは、四條畷保健所にお問い合わせください。

しゅうろうし えん
就 労 支 援

しじょうなわてしやくしよ
四條畷市役所

たわらちく
☎072-877-2121 / 0743-71-0330 (田原地区)
ふあくす
FAX 072-879-2596 (障がい福祉課内)
かいちょうにちじ へいじつ
開庁日時 平日 8:45-17:15

○ しごと さが しよくぎょうくんれん う
仕事を探す・職業訓練を受ける

むりようしよくぎょうしやうかいじよ
無料職業紹介所

しやくしよ むりようしよくぎょうしやうかいじよ
市役所 無料職業紹介所

はたら いやく おや こうれいしゃ しやう しや たい せんもん そう
働く意欲があるひとり親、高齢者、障がい者などのみなさんに対して、専門の相
だんいん れんけい しゅうろう そうだん おう しじょうなわてしどくじ きゅうじん はろーわーく きゅう
談員と連携し、就労の相談に応じます。四條畷市独自の求人やハローワークの求
じん しやうかい よやくせい おこな
人の紹介を予約制で行っています。

よやくせい
予約制

はろーわーくじゆんかいそうだん
ハローワーク巡回相談

しやくしよ こ しえんか
市役所 子ども支援課

じどうふようてあて じゆきゆうしゃ たい はろーわーくかどま しゅうしよくしえんなびげーたー
児童扶養手当の受給者に対して、ハローワーク門真の就職支援ナビゲーターが
しゅうろうそうだん まいしゅうもくようび しやくしよ うけつ きゅうしよくちゆう ひと てんしよく かんが
就労相談を毎週木曜日に市役所で受付けています。求職中の人や転職をお考
えの人は子ども支援課にて予約をして、利用してください。

よやくせい
予約制

はろーわーくかどま
ハローワーク門真

☎06-6906-6831 ふあくす
FAX 06-6908-8943

しゅうしよくかつどう かん こべつあどばいす きゅうじんじやうほう ていきやう こうきやうしよくぎょうくんれん じやうほうてい
就職活動に関する個別アドバイスや求人情報の提供、公共職業訓練の情報提
供、応募書類の作成を支援します。
まげーずこーなー しごと こそだ りやうりつ きゅうじんじやうほう ていきやう
マザーズコーナーでは、仕事と子育てが両立できる求人情報を提供しています。



わーくさぽーとだいてう
ワークサポート大東

☎072-874-8733 ふあくす
FAX 072-874-8770

はろーわーくかどま おな きゅうじんじやうほう けんさく えつらん おうぼ かのう
ハローワーク門真と同じ求人情報の検索・閲覧・応募が可能です。
ただし個別相談は行っていません。

おおさかまげーずはろーわーく おおさかし
大阪マザーズハローワーク [大阪市・なんば]

☎06-7653-1098 ふあくす
FAX 06-7653-1561

こそだ ちゆう ひと ちゆうしん しゅうしよく しえん
子育て中の人を中心に就職の支援をしています。
きつぷ こーなーかんび こ みまも せんもんす たつふ はいち
キッズコーナー完備、お子さんを見守る専門スタッフも配置し、ゆったりした
ふろあ でじっくりお仕事探しや相談ができます。



おおさかふりつほし ふしふくしせんたー
大阪府立母子・父子福祉センター

☎06-6748-0263 ふあくす
FAX 06-6748-0264

ひとり親家庭の母または父及び寡婦対象の独自の求人情報、ハローワークや公的
きかん きゅうじんじやうほう ようい しゅうしよくしえん おこな せんたーい
機関の求人情報を用意し、就職支援を行っています。センターに行くことなく、
すまーとふおんぼそこん おんらいんめんだん たいおうかのう
スマートフォンやパソコンからオンライン面談による対応も可能です。



きたかわちちいきわかものさぽーとすてーしょん ひらかたし
北河内地域若者サポートステーション [枚方市]

☎ / FAX 072-841-7225 ふあくす

さいさい はたら ぶらんく しや
15歳から49歳までの「働きたいがどうしていいかわからない」「ブランクがあって社
かいさんか じしん しごと ながつぶ しゅうろう なや
会参加に自信がない」「なかなか仕事が長続きしない」など、就労についての悩みを
わかもの ほごしゃ かぞくひと たいしやう そうごうてき そうだん しえん おこな
もつ若者とその保護者、家族の人を対象に総合的な相談・支援を行っています。



○ 資格取得のための支援

こうとうしょくぎょうくんれんそくしんきゅうふきん
高等職業訓練促進給付金

しやくしよ こ しえんか
市役所 子ども支援課

ぼしかてい はは ふしかてい ちち しゅうしょく としき ゆうり せいかつ あんてい
母子家庭の母または父子家庭の父が、就職される時に有利で生活の安定に
つなげる資格を取得するため、養成機関等で1年以上の課程を修業する場
あい しゅうぎょうきかん ぜんきかん そうとう きかん じょうげん くんれんそくしんきゅうふきん
合に、修業期間の全期間に相当する期間（上限あり）に訓練促進給付金を
しきゅう せいかつ ふたん けいげん しかくしゅとく ようい
支給することで生活の負担を軽減し、資格取得を容易にするものです。
たいしゅうしかく かんごし
対象資格には看護師などがあります。

じぜんそうだんよう
事前相談要
よやくせい
予約制

じりつしえんきょういুকんれんきゅうふきん
自立支援教育訓練給付金

しやくしよ こ しえんか
市役所 子ども支援課

きょういুকんれんこうざ じゅうこう ぼしかてい はは ふしかてい ちち たい じりつしえん
教育訓練講座を受講する母子家庭の母または父子家庭の父に対し、自立支援
きょういুকんれんきゅうふきん しきゅう しゅたいてき のうりよくかいぱつ とく
教育訓練給付金を支給することにより、主体的な能力開発の取り組みを
しえん けいざいできじりつ そくしん はか もくてき じぎょう
支援し、経済的自立の促進を図ることを目的とする事業です。

じぜんそうだんよう
事前相談要
よやくせい
予約制

きょういুকんれんきゅうふきん
教育訓練給付金

はろーわーくかどま ふあくす
ハローワーク門真 ☎06-6906-6831 FAX 06-6908-8943

こよう あんてい さいしゅうしょく そくしん はか もくてき こようほけん きゅうふせいど
雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。
こうざ ないよう せんもんせい おう いっぱんきょういুকんれん とくていいっぱんきょういুকんれん せんもんじっせんきょういুকんれん
講座内容や専門性などに応じて「一般教育訓練」「特定一般教育訓練」「専門実践教育訓練」の
しえてい じょうげん きゅうふきん しきゅう
指定がされ、それぞれの条件のもとで給付金が支給されます。
きゅうふ たいしゅう していこうざ いんたーねっと きょういুকんれんこうざけんさくしすてむ
給付の対象となる指定講座は、インターネットで「教育訓練講座検索システム」
けんさく
と検索してください。



しきゅうふきんせいど あ りよう ばあい はろーわーく そうだんまえ
市の給付金制度と合わせて利用できる場合があります。ハローワークへの相談前に
しやくしよ こ しえんか ぼし ふしじりつしえんいん そうだん よやくせい
市役所 子ども支援課の母子・父子自立支援員に相談をしてください。（予約制）

おおさかふりつぼし ふしふくしせんたー
大阪府立母子・父子福祉センター

ふあくす
☎06-6748-0263 FAX 06-6748-0264

ひとりおやかてい はは ちち かふ ひと たいしゅう かいごしょくいんしよにんしゃけんしゅう じつむしゃけんしゅう
ひとり親家庭の母または父と寡婦の人を対象に介護職員初任者研修、実務者研修、
ぼそこんとう こうざ むりよう てきすとだいとう じこふたん じっし
パソコン等の講座を無料（テキスト代等の自己負担あり）で実施しています。



はろーとれーにんぐ こうてきしょくぎょうくんれん
ハロートレーニング（公的職業訓練）

はろーわーくかどま ふあくす
ハローワーク門真 ☎06-6906-6831 FAX 06-6908-8943

きゃりああっぷ きぼう しゅうしょく じつげん ひつよう しょくぎょうすきる ちしき しゅうとく
キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することが
こうてきしょくぎょうくんれん むりよう てきすとだいとう じこふたん じっし
できる公的職業訓練を無料（テキスト代等の自己負担あり）で実施しています。

離婚届を出す前に ~ 知っておきたいこと 考えておきたいこと ~

子どもたちが健やかに成長していけるよう、子どもたちの最善の利益を考え、話し合ってください。

<p>子どもの親権</p>	<p>子どもの親権をどちらが持つのか話し合います。親権者が決まらなければ離婚はできません。相手と直接話ができない場合は、離婚調停を利用することもできます。 大阪家庭裁判所 ☎06-6943-5745</p>
<p>親と子の氏(名字)</p>	<p>婚姻した時に名字が変わった人は、離婚後、婚姻前の氏に戻るか、婚姻中の氏を称するか選択できます。また、離婚をしても子が入っている戸籍は変わりません。離婚後、子が現在入っている親の戸籍から、別の親の戸籍に入るには家庭裁判所で手続きが必要です。 大阪家庭裁判所 ☎06-6943-5745</p>
<p>財産分与 慰謝料の請求</p>	<p>自宅、預貯金、車を所有している場合、財産分与についても話し合います。相手側に非がある場合は慰謝料を請求できる場合もあります。財産分与や慰謝料請求についてお困りの時は、無料法律相談(2ページ参照)を実施しています。</p>
<p>生活費・教育費</p>	<p>現在と離婚後の生活費の収支見込みを比べてみましょう。子どもの教育にかかる費用なども含めてこれからの生活にどのくらいお金が必要なのか確認し、養育費の話し合いや、就労を考えるときの検討材料にしましょう。</p>
<p>養育費</p>	<p>養育費はできるだけ離婚前に支払期間、支払い額、支払い方法を話し合います。子どもの養育には費用がかかります。養育費を受け取るのは、子どもの権利です。なるべく感情的にならず、子どもの将来のために養育費について話し合うことが大切です。</p>
<p>面会交流</p>	<p>子どもは面会交流を通じてどちらの親からも愛されている、大切にされていると感じ、安心感や自信をもつことができます。このことが、子どもが生きていくうえでの大きな力になります。面会交流についても、養育費相談支援センターで相談可能です。</p>
<p>年金分割</p>	<p>離婚などをした場合に、条件に該当すれば当事者の一方からの請求により、婚姻期間中の厚生年金記録を当事者間で分割することができます。離婚後2年以内に管轄の年金事務所へ情報提供請求書などを提出することで手続きができます。 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 枚方年金事務所 ☎072-846-5011</p>
<p>住宅</p>	<p>離婚後の居住場所、家賃などの負担について考えましょう。 ・親の家や親族の家に移って、経済的な負担や育児の負担を軽減する。 ・賃貸住宅を探して、転居する場合は、転宅資金をどうするのか考えましょう。離婚の話し合いの中で、相手に転宅資金の負担を求めるのも一つの方法です。 ・そのままの住居にあなたが残り、相手が出ていく場合は、持ち家であれば、家の名義やローンの取扱いについて取決めをしましょう(16ページ参照)。賃貸の場合は、契約者名義をどうするのか確認しましょう。家賃が高くて負担になる場合は、引っ越しも検討しましょう。</p>
<p>子の養育</p>	<p>幼い子どもがいる場合は、保育所やふれあい教室などの預け先や援助をしてくれる人を確保しましょう。ファミリー・サポート・センター、ヘルパー派遣(保護者の一時的疾病等、条件あり)を利用することも可能です。</p>
<p>健康保険 年金</p>	<p>現在、配偶者の健康保険の扶養に入っている場合、離婚後は扶養から抜けることとなります。その後に加える健康保険・年金の手続きや保険料の支払い、減免などについて確認をしておきましょう。</p>
<p>就労 社会資源</p>	<p>離婚前に就労や収入アップに向けた準備をしましょう。無料職業紹介所(8ページ参照)を利用したり、職業訓練、資格取得の検討をすることもできます。就労できない場合は、利用可能な社会資源(年金・生活保護など)を確認しましょう。</p>

**離婚届などの
不受理申出**

あなたの意思に基づかない届け出が受理されることを防止するための制度です。申し出の対象となるのは『協議離婚届』『協議離婚縁届』などです。制度について詳しくは**市役所 市民課**にお問い合わせください。

よういくひ 養育費

めんかいこうりゅうしえん 面会交流支援

しじょうなわてしやくしよ
四條畷市役所

☎ 072-877-2121 / 0743-71-0330 (田原地区)

ふあくす 072-879-2596 (障がい福祉課内)

かいちょうにちじ へいじつ
開庁日時 平日 8:45-17:15

よういくひ こ せいちやう ささ たいせつ
養育費は、子どもの成長を支える大切なものです。できるだけ離婚前に支払い期間、支払い額、支払い方法を話し合しましょう。そして、債務名義(公正役場で作成した公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書など)を取得したり、保証会社と養育費保証契約を締結したりすることで、万一不払いの際にも養育費を確保できるようになります。

よういくひ かん こうせいしやうしやうさくせいそくしん ほじよきん 養育費に関する公正証書等作成促進補助金

しやくしよ こ しえんか
市役所 子ども支援課

ひとり親家庭の母または父(現に子どもを扶養している人)の養育費の公正証書等作成にかかる本人負担費用などを補助します。債務名義を取得した人は、ご相談ください。

れいわ ねん がつ にちいこうさくせい ていつぶん かぎ
※令和3年4月1日以降作成・締結分に限りです。

ほじよきんがく さいむめいぎ さくせいじ ほんにん ふたん ひやう よういくひとりき かん ひやう じやうげん まんえん
補助金額 債務名義の作成時、本人が負担する費用のうち、養育費取決めにに関する費用(上限3万円)
しんせい きげん こうせいしやうしやう さくせい ひ いこう じやうき ようけん み ひ よくじつ げつい ない
申請期限 公正証書等を作成した日以降で、上記の要件を満たした日の翌日から6か月以内

よういくひ ほしやうそくしん ほじよきん 養育費保証促進補助金

しやくしよ こ しえんか
市役所 子ども支援課

よういくひほしやうがいしや よういくひほしやうけいやく ていつつ さい ほんにんふたんひやう ほしやうりやう ほじよ
養育費保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用(保証料)を補助します。
ほしやうがいしや よういくひ ほしやうけいやく ていつつ ばあい ていつつ けんとう ばあい そうだん
保証会社と養育費保証契約を締結した場合や、締結の検討をしている場合はご相談ください。

ほじよきんがく ほしやうがいしや よういくひほしやうけいやく ていつつ さい ほしやうりやう ほんにん ふたん ひやう じやうげん まんえん
補助金額 保証会社と養育費保証契約を締結時、保証料として本人が負担した費用(上限5万円)
しんせい きげん ほしやうけいやく ていつつ ひ いこう じやうき ようけん み ひ よくじつ げつい ない
申請期限 保証契約を締結した日以降で、上記の要件を満たした日の翌日から6か月以内

めんかいこうりゅうしえん じぎやう 面会交流支援事業

おおさかふほしかふふくしれんごうかい
大阪府母子寡婦福祉連合会 ☎ 06-6748-0263

めんかいこうりゅう とは、子どもと離れて暮らしている父母の一方が子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することで、子どものために行うものです。

「見守り型」や「受渡し型」の支援方法があり、面会交流時のサポートとして、面会交流中の見守りや子の受け渡しなどを支援者が代わりに行ってくれます。公的な書面で面会交流を取り決めしたものの、離れて暮らす親と子どもだけで面会交流をさせることに不安を感じる人や面会交流時に元配偶者と会いたくない人など、面会交流の支援を希望する場合は、ご相談ください。



子育て支援

しじょうなわてしやくしよ

四條畷市役所

たわらちく
☎072-877-2121 / 0743-71-0330 (田原地区)

ふあくす 072-879-2596 (障がい福祉課内)

かいちょうにちじ へいじつ
開庁日時 平日 8:45-17:15

保育所(園)・認定こども園など

市役所 子ども政策課

しゅうがくまえ こ ほいく きょういく おこな しせつ ほいくしよ えん にんてい えん
就学前の子どもの保育や教育を行う施設として、保育所(園)、認定こども園などがあります。

ほいくしよとう にゅうしよせんこう おやかてい たい かてん せんこう
保育所等の入所選考では、ひとり親家庭に対して加点をして選考をしています。

また、子育て中のいろいろなニーズにこたえ、あんしんして子育てができる環境をつくる

ため、一部の保育施設等では一時預かりや、病児保育などを実施しています。

れいわ ねんど しどくじ しゅうがくまえだい し ほいくりょう しよとくせいげん むしょうか
令和5年度から市独自で就学前第2子の保育料を所得制限なく無償化しています。



第2子以降の学校給食費無償化

学校給食センター ☎072-876-8310

しじょうなわてしりつ しょうちゅうがっこう つうがく じどう せいと だい し いこう がっこう
四條畷市立の小中学校に通学されている児童・生徒のうち、第2子以降の学校

給食費については無償化を制度化し、実施しています。なお、対象となる児童・

生徒の保護者からの申請は不要です。



なわてふれあい教室

市役所 青少年育成課

ほうか ご がっこうちゅうきぎゅうぎょうちゅう じどう あんぜんかくほおよ ほいくしえん しな い す しょうがっこう ねんせい
放課後や学校長期休業中の児童の安全確保及び保育支援のため、市内に住む小学校1年生から

6年生までの児童を対象に、なわてふれあい教室を開いています。

非課税世帯のひとり親家庭は、申請により利用料が免除されます。

子ども食堂

各子ども食堂

子ども食堂は、食事の提供のほか、イベントの開催、放課後や休日の居場所の提供など、

実施内容や運営方法は様々で、地域の方々や市民団体の主体的な取り組みによって

運営されています。

日時など詳しくは各子ども食堂へお問い合わせのうえご利用ください。



なわてファミリー・サポート・センター

☎072-877-5130 FAX 072-877-7371

子育てをサポートしてほしい人(依頼会員)と子育てのサポートができる人(援助会員)がそれ

ぞれ会員となり、地域で子育てを助け合う有償ボランティア活動を支援する事業です。

ひとり親家庭で基準に該当する場合は、申請により利用料金の半額助成を受けられます。

出産・子育て応援給付金

保健センター ☎072-877-1231 FAX 072-877-6963

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から、出産・子育て

まで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援の充実と、出産育児関連用品の購入など

の負担軽減を図るための経済的支援として、出産前と出産後に出産・子育て応援

給付の電子ギフトを支給します。詳しくはホームページを確認してください。



子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）事業

子育て総合支援センター ☎072-877-5455 FAX 072-877-7371

保護者が疾病やその他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、市が指定した児童福祉施設などにおいて1日から7日間の範囲で児童の養育を行います。利用料は収入状況により異なります。ご利用の際は必ず事前にご相談ください。

子育て世帯訪問支援事業

子育て総合支援センター ☎072-877-5455 FAX 072-877-7371

日中に親族のサポートや他の公的なヘルパーサービスなどの利用が困難で、体調不良等の様々な事情で家事や育児を行うことに支障がある妊産婦、18歳未満の子どもがいる子育て世帯に、ヘルパーを派遣し、家事や育児の一部を援助します。事前の申請、添付書類などが必要です。利用開始希望日の少なくとも1週間前までに子育て総合支援センターに相談してください。利用料は収入状況により異なります。

産後ケア事業

保健センター ☎072-877-1231 FAX 072-877-6963

生後1年未満の赤ちゃんとお母さんを対象に、産後のお母さんの体とこころのサポートや育児のサポートを宿泊または日帰りで行うことができます。詳しくはお問い合わせください。

ひとり親家庭日常生活支援事業

市役所 子ども支援課

ひとり親家庭の母または父が修学や疾病などにより、一時的に生活援助、保育などのサービスが必要な際に家庭生活支援員を派遣し、生活の支援をします。利用料は収入状況により異なります。

ひとり親家庭等同行支援員派遣事業

市役所 子ども支援課

ひとり親家庭等の母または父のうち、行政サービスなどの利用に必要な手続きをすることが難しく、支援が必要な方に対して、同行支援員を派遣し、申請のお手伝いや付添いを行います。
※障がい福祉サービスなどの支援の対象となる方は、そちらが優先されます。

障がいの児の福祉サービス（障がい児支援）

市役所 障がい福祉課

障がいなどの理由で通所や訪問による療育（児童発達支援、保育所等訪問支援など）を受けるための相談や決定を行います。

四條畷市母子寡婦福祉会

母子家庭のお母さんたちや現在は子どもが20歳を超えて寡婦となった先輩たちで活動する団体です。大阪府母子寡婦福祉連合会に所属し、親子でできる楽しいイベントや、生活を支援する制度についての勉強をみんなで行っています。入会を希望される人は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 大阪府母子寡婦福祉連合会 ☎06-6748-0263



きょういく えんじょ
教育への援助
 しょうがくきん かしつけ
奨学金・貸付

しじょうなわてしやくしよ
四條畷市役所

☎072-877-2121 / 0743-71-0330 (田原地区)
 FAX 072-879-2596 (障がい福祉課内)
 開庁日時 平日 8:45-17:15

こちらに掲載されている資金などは、一般的なものです。各学校や各種団体で、奨学金や貸付が用意されている可能性がありますので、各自で確認してください。
 表示は、対象が**小**小学生 **中**中学生 **高**高校生 **専**専門学校生 **大**大学生を示します。

就学援助制度	しやくしよ がっこうきょういくか 市役所 学校教育課
小 中 きゅうふ 給付	けいざいてき りゆう しゅうがく こんなん しじょうなわてしりつしゅうちゅうがっこう じどうせいと ほごしや 経済的な理由のために就学が困難な四條畷市立小中学校の児童生徒の保護者に対して、就学援助費(学用品費、通学費、給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費など)が支給されます。
高 きゅうふ 給付	こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん こうこう じゆぎょうりょうむしゅうか 高等学校等就学支援金 (高校の授業料無償化)
高 きゅうふ 給付	ざいがく こうとうがっこう 在学する高等学校 しょうとくとう ようけん み せたい せいと じゆぎょうりょう くに ふたん せいど 所得等が要件を満たす世帯の生徒の授業料を、国が負担する制度です。 しんけんしや ほごしや げんきん しきゅう 親権者(保護者など)に現金は支給されません。
高 きゅうふ 給付	こっこうりつ しりつこうとうがっこうとうしゅうがく きゅうふ きん 国公立・私立高等学校等奨学のための給付金
高 きゅうふ 給付	ざいがく こうとうがっこう 在学する高等学校 おおさかふない ざいじゅう ていしよくしやせたい ほごしや たい じゆぎょうりょういがい きょういくひ けいざいてき 大阪府内に在住する低所得者世帯の保護者などに対し、授業料以外の教育費の経済的負担の軽減のため、給付金を支給します。
おおさかふ こうりつこうとうがっこうていじせい かていおよ つうしんせい かていしゅうがくしゅうれいひ 大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費 おおさかふきょういくちょうきょういくしんこうしつこうとうがっこうか 大阪府教育庁教育振興室高等学校課 ☎06-6941-0351(代表)	
高 かしつけ 貸付 へんかめんじよ 返還免除あり	おおさかふ くいきない こうりつこうとうがっこう ていじせい かてい つうしんせい かてい ざいがく 大阪府の区域内にある公立高等学校の定時制課程または通信制課程に在学している35歳未満の人で大阪府育英会の奨学金を受けていない場合、貸付を行っています。卒業した場合は返還免除もあります。
おおさかふ いくえいかいしゅうがくきん にゅうがくじじょうがくしゅうがくしん ざいがく ちゅうがっこう しょうがくしん ざいがく ちゅうがっこう こうとうがっこう 大阪府育英会奨学金(入学時増額奨学資金：在学する中学校 奨学資金：在学する中学校・高等学校)	
高 かしつけ 貸付	けいざいてき りゆう しゅうがく こんなん こうとうがっこう こうとうせんしゅうがっこう にゅう 経済的理由により修学が困難であり、高等学校・高等専修学校などに入 学を希望または在学する生徒に対し、奨学金の貸付を行っています。保 護者が大阪府内に住所を有し、所得が基準額未満の人が対象です。
にほんがくせい しえん きこうしょうがくきん じゃっそ 日本学生支援機構奨学金 (JASSO)	ざいがく かがっこう 在学する各学校
専 大 きゅうふ 給付	だいがく たんだい せんもんがっこう にゅうがく きぼう ざいがく がくせい たいしゅう 大学、短大、専門学校などに入学を希望または在学する学生を対象とし、優れた資質を有し、経済的理由により修学困難であると認められる人に対し、奨学金の給付及び貸付を行っています。
しょうがくきん いくえいかい あしなが奨学金	あしなが育英会 ☎0120-77-8565
高 専 大 きゅうふ 給付	ほごしや びょうま さいがい どうろ こうつうじこ のぞ じし 保護者などが病気や災害(道路における交通事故を除く)、自死などで死亡または、著しい障がい(1~5級)を負い、教育費に困っている家庭の生徒、学生に対して給付や貸付を行っています。

<p>ぼし ふし かふふくししきん 母子・父子・寡婦福祉資金</p>	<p>しやくしよ こ しえんか 市役所 子ども支援課</p>	
<p>高専大 かしのけ 貸付</p>	<p>ひとり親家庭の子どもの高校、専修学校、短大、大学などへの入学金または授業料などに充てる資金の貸付を行っています。</p>	
<p>きょういくしえんしきん 教育支援資金</p>	<p>しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会 ☎072-878-1210 FAX 072-878-6888</p>	
<p>高専大 かしのけ 貸付</p>	<p>生活保護世帯や低所得者世帯を対象に、奨学金等の貸付制度をすぐに活用できない場合のつなぎの資金として、必要な進学（進級）費用の貸付を行っています。</p>	
<p>こうつう い じいくえいかい 交通遺児育英会</p>	<p>☎0120-521-286</p>	
<p>高専大 きゅうふ 給付 かしのけ 貸付</p>	<p>保護者などが道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症などで働けないために、経済的に修学が困難な生徒、学生に対して給付や貸付を行っています。</p>	
<p>おおさかこうつうさいがい い ぞくかい 大阪交通災害遺族会</p>	<p>☎06-6761-5296</p>	
<p>中高専大 かしのけ 貸付</p>	<p>本会の会員で、大阪府内の母子家庭、父子家庭又は両親を亡くされた家庭で、中学、高等学校、大学などに入学・在学中、資金が必要になった場合に、無利息で貸与します。</p>	
<p>くに きょういくろーん 国の教育ローン</p>	<p>きょういくろーんこーるせんたー 教育ローンコールセンター ☎0570-008656</p>	
<p>高専大 かしのけ 貸付</p>	<p>日本政策金融公庫が取り扱う貸付で、入学金、授業料、受験費用など、多様なニーズに応じます。母子家庭、父子家庭など、家庭状況に応じて金利、返済期間、保証料の優遇があります。</p>	
<p>ひゅーふあいなんす ヒューファイナンスおおさか</p>	<p>しじょうなわてし じんけんきょうかい 四條畷市人権協会 (市役所人権・市民相談課内) ☎072-803-7355</p>	
<p>専大 かしのけ 貸付</p>	<p>大阪府育英会や日本学生支援機構の利用予定者で、奨学金が貸与される前に入学料や授業料などを支払う必要がある人に対して、貸付を行っています。</p>	
<p>きんきろうどうきんこ 近畿労働金庫</p>	<p>きゃくせんたー お客さまセンター ☎0120-191-968</p>	
<p>専大 かしのけ 貸付</p>	<p>日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」採用候補者に対し、入学前資金について、つなぎ融資を利用できます。また、入学金・授業料など教育資金全般の融資や借換もを行っています。</p>	
<p>た しょうがくきんせいど その他の奨学金制度</p>	<p>JASSOホームページ内の「大学や地方公共団体等が行う奨学金制度」や、大阪府教育庁ホームページ内の「奨学金制度のご案内」を検索してください。</p>	<p>じゃっそ JASSO おおさかふきょういくちやう 大阪府教育庁</p>  

す 住まい

しじょうなわてしやくしよ
四條畷市役所

たわらちく
☎072-877-2121 / 0743-71-0330 (田原地区)
ふあくす しょう ふくし かない
FAX 072-879-2596 (障がい福祉課内)
かいちょうにちじ へいじつ
開庁日時 平日 8:45-17:15

<p>ふえいじゆうたく 府営住宅</p>	<p>おおさかふえいじゆうたくひらかたかんりせんたー 大阪府営住宅枚方管理センター ☎072-861-1091</p>
<p>ぐうすうづき もうしこみしよ しやくしよほんかん ひがしべっかんいりぐち たわらししよ しみんそうごうせんたーお 偶数月に申込書を市役所本館、東別館入口、田原支所、市民総合センターに置いています。 ひとりおやかていひとは ふくしせたいむ にゆうきよぼしゆう もうしこ ひとり親家庭の人は、福祉世帯向けの入居募集に申込みができます。</p>	
<p>ちんたいじゆうたく ちんたいけんさくしすてむ あんぜん・あんしん賃貸住宅 (あんぜん・あんしん賃貸検索システム)</p>	
<p>こそだ ちゆう ひと にゆうきよ こそだ みんかん ちんたいじゆうたく ちんたい 子育て中の人などの入居を拒まない民間の賃貸住宅 (あんぜん・あんしん賃貸 じゆうたく) と、そのちゆうかい おこな ふどうさんじぎょうしゃ ちんたいきょうりよくてん 住宅) と、その仲介を行う不動産事業者 (あんぜん・あんしん賃貸協力店) など の情報をホームページで紹介しています。 くわ いんたーねっと おおさか ちんたいけんさくしすてむ けんさく 詳しくは、インターネットで「大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム」と検索してください。</p>	
<p>ゆーあーる としさいせいきこう ちんたいじゆうたく UR (都市再生機構) 賃貸住宅</p>	
<p>ゆーあーるちんたいじゆうたく おも ちゆうけんしよとくしやむ じゆうたく いってい じょうけん み ひと UR 賃貸住宅は、主に中堅所得者向けの住宅で、一定の条件を満たす人ならど なでも入居できます。また、たいしやうじゆうこ にゆうきよ こそだ かぞくむ やちん げんかく 対象住戸に入居される子育て家族向けに家賃を減額す るせいで 制度などがあります。 くわ いんたーねっと ゆーあーるちんたい けんさく 詳しくは、インターネットで「UR 賃貸」と検索してください。</p>	
<p>とくていゆうりやうちんたいじゆうたく とくゆうちん 特定優良賃貸住宅 (特優賃)</p>	
<p>とくゆうちん ほうりつ きてい いってい じょうけん み ちんたいじゆうたく しゆうにゆう いってい 特優賃とは、法律に規定された一定の条件を満たした賃貸住宅です。収入が一定の きじゆん はんい ない ひと やちん ふたん すく そち と 基準の範囲内の人には、家賃の負担を少なくする措置が取られています。 くわ いんたーねっと おおさかふ とくゆうちん けんさく 詳しくは、インターネットで「大阪府 特優賃」と検索してください。</p>	
<p>おやかていじゆうたくしえんしきん しやくしよ こ しえんか ひとり親家庭住宅支援資金 市役所 子ども支援課</p>	
<p>じりつ む いよくてき とく じどうふようてあて じゆきゆう ひと たい やちん しほら 自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当を受給している人に対し、家賃の支払いを しえん かしつけいど ぼし ふしじりつしえんぶろぐらむ さくせい たいしやう みとめ ばあい 支援する貸付制度です。母子・父子自立支援プログラムの作成など、対象と認められた場合は しんせい 申請ができます。</p>	

はいぐうしやめいぎ も いえ く ちゆうい 配偶者名義の持ち家に暮らすときに注意したいこと

たと いえ ろーん めいぎ もとおつと も いえ つぎ と き はは こ す つづ
例えば、家やローンの名義が元夫である持ち家に次のような取り決めをして、母と子が住み続ける
ばあい
場合があるかもしれません。

- よういくひ か ろーん もとおつと しほら
養育費の代わりにローンを元夫が支払う。
- やちん か はは ろーん しほら ちんたいしやくけいやく むす
家賃の代わりに母がローンを支払う。賃貸借契約は結ばない。
- もとおつと も いえ こ せいじん ぼし く こうとう と き
元夫の持ち家に子どもが成人するまで母子で暮らすことを口頭で取り決める。

ばあい もとおつと ろーん しほら いえ さ お もとおつと つごう
このような場合、元夫がローンの支払いができなくなって家を差し押さえられたり、元夫の都合で
いえ ばいまく とつぜん ぼし す はは やちん か
家を売却したりした場合など、突然、母子が住めなくなることがあります。また、母が家賃の代
りら ろーん しほら もとおつと ろーん しほら はは も いえ
りにローンを支払っていたとしても、元夫がローンを支払っていることになり、母の持ち家にはな
りません。せいかつ まも むりやうほうりつそうだん べー じさんしやう ちゆういでん かくにん
生活を守るために無料法律相談(2ページ参照)で注意点を確認しておきましょう。

その他の

制度・支援

しよなわてしやくしよ
四條畷市役所

☎ 072-877-2121 / 0743-71-0330 (田原地区)

FAX 072-879-2596 (障がい福祉課内)

開庁日時 平日 8:45-17:15

【税金】ひとり親控除・寡婦控除

しよとくぜい かどまぜいむしよ
所得税：門真税務署
じゆうみんぜい しやくしよ ぜいむか
住民税：市役所 税務課

☎ 06-6909-0181

下記の税金の控除を取れる場合があります。

控除の種類	対象	控除額	
		所得税	住民税
ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する合計所得金額が500万円以下の単身者	35万円	30万円
寡婦控除	・子以外の扶養親族を有する死別・離別の合計所得金額が500万円以下の女性 ・扶養親族がない死別の合計所得金額が500万円以下の女性	27万円	26万円

J R の通勤定期券の特別割引

しやくしよ こ ぜいむか
市役所 子ども支援課

児童扶養手当を受給中の人及び同世帯の人が J R の通勤定期券を購入する場合、「証明書」を添えて購入すると 3割引で購入できます。ただし通学定期券の購入や勤務先から交通費が支給される場合や児童扶養手当が全部停止(支給なし)の人は対象外となります。

住居確保給付金

しやくしよ ふくしせいさくかない
市役所 福祉政策課内

離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。 ※一定の資産収入等に関する要件を満たしている人が対象です。

生活保護

しやくしよ せいかつふくしか
市役所 生活福祉課

病気・失業などのために、日常生活が困難となり、資産や能力、その他あらゆるものを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に健康で文化的な生活ができるよう援助を行うとともに、その自立を助長することを目的としています。

母子生活支援施設

しやくしよ こ ぜいむか
市役所 子ども支援課

子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな事情のため、子どもの養育が十分でない場合に、母子で入所し、自立に向けた生活を支援する児童福祉施設です。

少額貯蓄の利子等の非課税(マル優)

かくきんゆうきかん まどぐち
各金融機関の窓口

身体障がい者手帳などの交付を受けている人、遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている人、児童扶養手当を受けている人などが受け取る一定の預貯金などの利子等については、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けることができます。

**けんこう ほけんせいど
 健康保険制度**

日本では、国民誰もが保険証1枚で、医療機関にかかることができます。すべての国民が何らかの公的医療保険に加入し、お互いの医療費を支え合う「国民皆保険制度」というものです。しかし利用するには、保険料を支払う必要があります。保険に加入しなかったり、支払いをしなかったりすると、適切な給付が受けられない場合がありますので、注意しましょう。

しょくば けんこう ほけん 職場の健康保険	こうせいねんきん ほけん てきやう う きぎやう きんむ ひと こうむいんおよ 厚生年金保険の適用を受ける企業に勤務する人や公務員及びその ひと ふやう ひと 人に扶養されている人
こくみんけんこう ほけん 国民健康保険	こくないざいじゆう ひと しょくば けんこう ほけん た いりやう ほけん かにゆう 国内在住の人で、職場の健康保険やその他の医療保険に加入し ていない人

**ねんきんせいど
 年金制度**

日本の公的年金制度は、老後のくらしをはじめ、事故などで障がいを負ったときや、一家の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合う仕組みです。保険料を支払わずに放置していると、老後だけでなく、障害年金や遺族年金が受け取れない場合があるので、支払いができないときは、減免手続きをしましょう。

こうせいねんきん 厚生年金	こうせいねんきん ほけん てきやう う きぎやう きんむ ひと こうむいん 厚生年金保険の適用を受ける企業に勤務する人や公務員
こくみんねんきん 国民年金	こくないざいじゆう さいい じやう さい み まん ひと こうせいねんきん かにゆう ひと 国内在住の20歳以上60歳未満の人で厚生年金に加入していない人

**ろうどう かんせいど
 労働に関する制度**

労働者が失業して所得がなくなった時や、再就職時、資格取得時、離職後に職業に就くことができない時、雇用保険に加入し条件を満たせば、給付金を受け取ることができます。また、業務中に負傷した場合などに支給される労災保険もあります。就職の際には、これらの保険の対象になるか確認しましょう。

こやう ほけん しつぎやうて 雇用保険(失業手 当・傷病手当・再 就職手当など)	ろうどうしゃ しつぎやう ばあいおよ ろうどうしゃ こやう けいぞく こんなん 労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難とな る事由が生じた場合に、失業手当、傷病手当、再就職手当や資 かくしゆとくじ きぎやうふきん う しょうびやうてあて しょうびやうてあて さいしゅうしよくてあて 格取得時に給付金を受けることができます。雇用保険による傷 びやうてあて りしよくご しつべい ふしやう しょうびやうてあて しょうびやうてあて しょうびやうてあて 病手当は離職後、疾病や負傷のために職業に就くことができな い場合に支給されます。
ろうさい ほけん 労災保険	ろうどうしゃ ぎやうむじやう じゆう つうきん ふしやう びやうき 労働者が業務上の事由または通勤によって負傷したり、病気に みま みる 見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺 ぞく ほご ひつやう ほけんきゆうふ おこな 族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者 しゃかいふつき ほか じぎやう おこな の社会復帰を図るための事業なども行っています。